

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年5月16日

**【発行者名】** 野村不動産オフィスファンド投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 佐藤 光陽

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号

**【事務連絡者氏名】** 野村不動産投信株式会社  
取締役オフィス運用本部長 緒方 敦

**【電話番号】** 03-3365-0507

**【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】** 野村不動産オフィスファンド投資法人

**【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】** 形態：投資証券  
発行価額の総額：一般募集 29,226,115,000円  
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し  
1,813,740,000円

(注1) 発行価額の総額は、平成20年4月25日（金）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。  
但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2) 売出価額の総額は、平成20年4月25日（金）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

**安定操作に関する事項**

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成20年5月8日提出の有価証券届出書及び平成20年5月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、訂正すべき事項がありましたので、この事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第二部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

3 その他

(3) 課税上の取扱いに関する変更

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_罫で示してあります。

## 第二部【参照情報】

### 第2【参照書類の補完情報】

#### 3 その他

##### (3) 課税上の取扱いに関する変更

<訂正前>

(前略)

#### B. 法人投資主の税務

##### (イ) 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。但し、本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉徴収税率は平成22年12月31日までに受け取るものに関しては7%、平成23年1月1日以後に受け取るものに関しては15%となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### B. 法人投資主の税務

##### (イ) 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。但し、本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉徴収税率は平成21年3月31日までに受け取るものに関しては7%、平成21年4月1日以後に受け取るものに関しては15%となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

(後略)